

札幌市立新陵東小学校 「いじめ防止などに関する基本方針」

～新陵東小の子どもをいじめから守るために～

人間社会において「いじめ」は社会現象の一つとして、いつでも、どこでも起こりえる。新聞やニュースでは、痛ましい事故をよく耳にする。このような「いじめ」が社会問題化していることは極めて憂慮すべき事態であり、社会全体で早急、かつ親身な対応が欠かせない。学校においては、学校独自、全市的な「いじめ調査」を行い、子どもの心と体を守る取組を行っているが、「いじめ防止」対策への一層の強化を図る必要がある。

そこで本校では、「いじめ」が生じないよう、日常から組織的に見守り、教職員で確認と交流を行うと共に、「いじめ」が発生した場合によりきめ細やかな組織対応を行うことを目的に「いじめ防止などに関する基本方針」の策定をしている。

校内学びの支援委員会では、毎月「いじめ」の問題を含め、特性のある子どもたちの把握と関わり方の共有により組織化を行い、幼保小、小中の子どもの引継ぎについても組織での対応を行っていく。

1. 「いじめ」とは？【いじめの定義】

はじめに、いじめ防止推進法による「いじめ」の定義は『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっている。また『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要』としている。

本校では、この「いじめ」の定義を受けて、下記のことをおさえていきたいと考える。

<いじめの定義>

- ①一定の人間関係において、強弱・年齢の上下・人数等に関わらず、苦痛を感じるもの。
- ②身体的・心理的な攻撃を加える・・・努力しても直らない事を何日も言葉で、暴力で、態度で。
- ③相手が苦痛を感じているもの・・・仲間に入れてもらえない、学校にいけないなど。

※「いじめ」の形態は様々である。いじめ防止推進法の定義に基づくと、いじめは一定の人間関係の中に発生する行為であることから、存在しうるものであることを深く認識することが大切である。「いじめ」は閉鎖性が高く、教師が発見しにくいのが実情である。

※また、私達は「いやなことをされた」のか「いじめられたのか」を区別して対処することが必要と考える。しかし「いやなこと」は「いじめ」につながる要素も含んでいるので、子どもからの訴えがあったり、発見したりした場合は、その都度適切な対処をしていくことが大切である。

<基本姿勢>

- ①いじめられている児童を全職員で守る。
- ②対応は、素早く。（方針を早めに出す）
- ③問題を一人ではかかえ込まず、全職員で対応する。
- ④指導にあたっては、「いじめ」は絶対に許されないという毅然とした態度で臨む
- ⑤ホウレンソウ（報告、連絡、相談）を密にする。

2、本校で「いじめ」を生じさせないために

＜いじめを未然防止・早期発見のために＞

- ①子どもたちの行動や様子の変化を学年やブロック、全体で話題にする。
- ②担任は、今まで以上に「いじめ」は絶対に許さないという姿勢を子どもたちに伝えていく。
- ③日常の子どもたちの「言葉遣いの乱れ」に十分注意をする。(あだ名など)
- ④児童の様子で気になることやいじめにつながる事象があった場合には職員終会や校務支援システムなどを活用し、日常から情報交流を行う。

このように、私たち全職員が上記のことを共通理解し「子どもたちのため」に日々真剣に取り組んでいくことが、「いじめ」の温床を作らないことにつながると考える。

また、学校に在籍する児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

3、予防としての取組・子どもを見取る段階（子どもの変化を早期に発見するために）

- (1)【触診】担任が見たこと感じたことで「いじめ」があるかを判断する。
- (2)【問診】子どもたちにアンケートをする。
- (3)【啓発活動】スマホ教室・防犯教室・ICTモラル・道徳学習など

＜例＞ 以下は【触診】いじめを象徴する現象であると考える。

時間・場面	観察の視点（表情・行動の様子）	
朝の会	①理由のはっきりしない遅刻・欠席 ③表情が冴えずうつむきかげん	②時刻ギリギリの登校が目立つ ④出席確認の声が小さい
授業中	①忘れ物が多い ③用具・机・椅子が散乱している ⑤頭痛・服痛を頻繁に訴える ⑦特定の子どもや席が避けられる ⑨周囲から反応がない ⑪学習意欲の減退・成績不振 ⑬聞こえているのに「聞こえません」と言われる	②周囲がざわついている ④一人だけ遅れて教室にはいる ⑥正しい答えをひやかされる ⑧グループ分けで孤立しがち ⑩嫌がっているあだ名で呼ばれる ⑫突然大きな声を出したり、奇抜な事を言ったりする
休み時間	①一人である事が多い ③遊びの中で孤立しがち ⑤わけもなく階段や廊下を歩いている ⑨大げさにさわぐ ⑪今まで一緒だった友達と離れている	②用もないのに職員室、保健室へ来る ④人目につかない場所に一人である ⑦集中してボールを当てられやすい ⑩いつも友達の後ろについている ⑫悪口を言われても黙っている
給食時間	①机を離される、離す ③食欲がない ⑤笑顔がなく一人で食べる	②食べ物にいたずらされる ④みんなの嫌がる後片付けをいつもやる ⑥特定の子がいつも準備や後片付けをしている
清掃時間	①最後まで一人でする ③さぼることが多くなった ⑤机を運んでもらえない	②人の嫌がる仕事ばかりする ④特定の人の机を触れたがらない
放課後	①用もないのに残っている ③他の人の荷物を持っている	②急いで一人で帰る ④通学路を通らないで帰る
動作や表情	①視線を合わせない ③さびしそうな暗い表情が多い ⑤手遊びが多くなる ⑦言葉使いが荒れてきている	②活気がなくおどおどした感じがする ④教師と話す時に不安な表情をする ⑥独り言を言うようになる ⑧何かにおびえたり人目を気にしたりする
持ち物や服装	①持ち物・靴などを隠される ③高価な物を所有する ⑤危険な物を所有する	②教科書などにいたずら書きがある・される ④変わった服装などをしてくる ⑥周囲の子に物を貸すことが多い

その他	①日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が見られる ②万引きなどの問題行動が見られる ③飼育動物や昆虫などへの虐待行為が見られる
-----	--

<教室の状態チェック>

以下のような状態がクラスで生まれていたら、「いじめが進行している可能性が高い」というチェック項目である。担任を中心に、学校全体で気を付けていく。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①仲が悪い（男女の仲、同性同士の仲など） ②時間が守られていない ③教室が汚い ④集合に時間がかかる ⑤ひそひそ話している場面をよく見かける |
|--|

<教師の状態チェック>

教師自身の状態が良くなければ、いじめを見逃すことにつながってしまう。当然、「いじめ」をなくすこともできない。客観的な観点から自分自身をチェックするもの時には大事だと考える。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①毎日、全員の子に話しかけているか。 ②時間を守っているか。（特に授業の始まりと終わり） ③子どもとの約束を守っているか。 ④同じ子ばかり叱っていないか。 ⑤同じ子ばかり褒めていないか。 ⑥同じ子ばかりに用事を頼んでいないか。 ⑦子どもと一緒に掃除をしているか。 ⑧教室の事を同学年の人に話しているか。 ⑨毎日、何かしら「良いところ」を教室で言っているか。 |
|--|

(2) 【問診】

「触診」だけで、「いじめ」を発見し解決することは不可能である。「触診」で見つけられなかった「いじめ」を発見する手立てが必要である。それが「問診」である。「問診」とは「児童アンケート」「保護者アンケート」「いじめのアンケート」である。大切なのは設問であり、本人や周りで見ている子が、事実を書ける設問を設定することが大切である。

今年度も教育委員会から「いじめ」にかかわってのアンケートがあるが、本校独自の学習に関するアンケートにも、いじめなどに関する項目を追加し分析を行う。

(3) 【啓発活動】

日常の教育活動の中で児童に相手を思いやる気持ちを醸成していくことが、いじめ防止につながる。そこで、本年度は別表にある本校の教育活動を通して、「いじめは許されない」ことであることを児童に理解させる取り組みを行う。

また、インターネットの普及により、児童も気軽に HP の視聴や SNS を利用できる環境が整ってきている。スマートフォンの所持率も高くなっていることと、世間でも投稿をめぐってのいじめが増加していることから、予防の取組として、警察などによる非行防止教室を計画する。

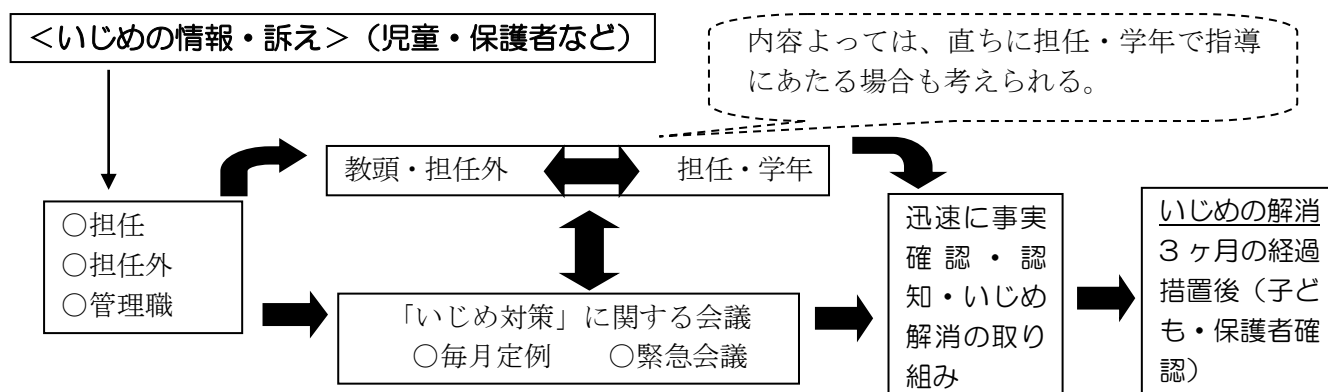
さらに、学校におけるいじめを防止するため、児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって児童が自主的に行うものに対する支援、児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

4. 「いじめ」が見付かったら

「いじめ」は、どこでもおこりうるものと捉えている。「いじめ」の発見、いじめ調査の結果、若しくは相談があったときは、基本的には次の図のような体制の下、連絡・相談・指導に取り組む。また、毎月定例会議をもち、「いじめ対策」に関する会議を設定し、子どもたちの様子を確認していく。

<いじめ対策に関する組織の設置と構成>

- 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。ただし、校長の不在時は、教頭が責任者の校長に報告し決済を得る。
- 構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW
- 構成員+担任での会議を基本とするが、緊急時は少人数での共有・対応も行う。
- いじめについては3か月間再発しないことを解消の目安とする。子ども本人、保護者との確認のもとで解消したものと捉える。
- いじめの事案については記録化し校長の決裁を得る。いじめ調査アンケートは中学校へ引き継ぐ。また、卒業生の引継ぎに関しては、引継ぎ資料の様式に合わせ、組織として検討した内容を中学校との引き継ぎ資料とする。
- 学校評価項目に位置づけた評価を行う。
- いじめ対策に関する組織は、いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケートの検討や、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定、など日常的に活動する。また、アンケート実施後には結果や面談内容について検討する。



※迅速に、正確に伝える。いつ、どこで、誰が、どうした、どのようになどを「いじめアセスメントシート」で共有。(記録については、特別支援教育コーディネーターが記録化、保管を行う)

＜事実確認・情報収集＞・・・担当者複数で（5W1H）
 ①情報提供者から ②いじめた・られた双方の児童から ③保護者・友人から
 ④教職員から ⑤その他関係者から

管理職の指示・会議の結果を受けて、教員が複数で対応

『担当者教頭（支援委員会）へと経過を連報告』

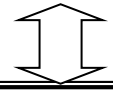
〈いじめと思えない場合〉
 ■一人で判断しないでさらに情報を集め、複数で対応する。
 「笑顔の奥に隠された…」
 ■いじめを訴える児童の話を否定せず、教育相談を継続する。
 「たいしたことはない」「それはいじめではない」は禁句
 ■継続的な行動観察と支援

〈いじめと言える場合〉
 ■いじめられた児童の安全確保と継続的支援
 ・いじめる子から距離をおかせる
 ・学校では全力を挙げて守ることを伝える
 ■いじめをする児童への指導と支援
 ・悪い事に気付かせる
 ・繰り返さないための方法を考える
 ・謝罪の方法を考える
 ・いじめる側の不平や不満も最後まで聞く
 ■暴行等のひどい場合は警察と連携
 ・学校では、厳しく対応

〈いじめている子がいじめていないと言う〉
 ■いじめという言葉を使わずに、どのような行為をしたのか確認する。
 ■その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせる。
 ※いじめる側にも不平や不満がある場合が多いので、その話を最後まで聞く。
 〈それでもいじめを認めない〉
 ■繰り返しの指導
 ■学級全体で他の子の正義感に訴える など

解決に向けた誠実な対応

〈いじめ解消への取組〉・・・担当者、関係職員、（時には全職員）
 している側・されている側・保護者へ



保護者への報告＜連携・相談＞

継続的な指導と支援の実践・・・解消まで **最終判断は子ども・保護者**
 ※場合によっては、関係機関に連絡し、スクールカウンセラーなどによる継続的なケアを行う。

- ※ いずれの場合も、誠意を持って双方の児童の話をしっかり聞くことを大切にしていく。
- ※ 担当者は、常に教頭・学びの支援コーディネーター（支援委員会）と情報交換を行う。
- ※ いじめの訴えがあった児童については、アセスメントシートを作成し、記録をする。

5. 重大事態に対する対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときには、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を市教委・児童生徒担当課に報告する。
- (2) 市教委と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事案への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- (4) 調査結果は、調査が終了した時、またその必要があると認めた時に、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。